

# 荒尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び荒尾市人口ビジョンに関する 調査検討業務 仕様書

## 第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 この荒尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び荒尾市人口ビジョンに関する調査検討業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、荒尾市（以下「甲」という。）が実施する荒尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び荒尾市人口ビジョンに関する調査検討業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、人口減少や地域経済縮小の克服を図るため、長期的な人口推計を示した「荒尾市人口ビジョン（仮称）」と、就業・子育て・移住定住等に関する施策をまとめた「荒尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」を策定するため、本市の人口動態や産業構造の調査分析を行い、調査分析結果に基づく考察や助言等を通じて、効果的な施策や事業の推進を図ることを目的としている。なお、荒尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）の策定に当たっては、第5次荒尾市総合計画の全面改定を行い、新たな総合計画に、荒尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）に関する内容を包含することを予定している。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次に記載する関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）
- (2) まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定）
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）
- (4) 熊本県の「地方人口ビジョン（仮称）」及び「地方版総合戦略（仮称）」（平成27年度策定予定）
- (5) 第5次荒尾市総合計画
- (6) 甲の条例、規則及び規程
- (7) その他の関係法令、通達、通知等

(業務着手に係る提出書類)

第4条 本業務の受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後速やかに以下の書類等を甲に提出し、承認を受けなければならない。また、これらの変更についても同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理者等届出書（経歴書添付）

(報告の義務)

第5条 本業務実施期間中、乙は業務の進捗状況を甲に随時報告するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は本業務実施中に諸事故が生じた場合には、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。また、乙は、本業務実施中に第三者より受け、又は与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用は、全て乙が負担するものとする。

(官公庁の手続)

第7条 本業務実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、乙において迅速に処理しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は本業務実施中に知り得た事項及び内容全般について、甲の許可なく第三者に漏らしたり、提供してはならない。

2 乙は提供された業務資料の内容について、目的外に使用し、又は複写、複製、譲渡、貸与してはならない。

3 乙は業務期間において知り得た秘密を、業務完了後も第三者に漏らしてはならない。

(資料の貸与)

第9条 乙は本業務に必要な以下の資料について、甲に閲覧又は借用申請書を提出するものとし、甲は関係機関(関係課)と協議し、これを閲覧させ、又は貸与するものとする。

(1) 荒尾市総合計画等の各種計画

(2) その他必要と認められる資料

(資料の受渡し及び返却方法)

第10条 甲は乙に業務資料を手渡し、乙は甲に借用書を提出するものとする。

2 乙は甲に業務資料を手渡しにより返却し、借用書の返却を受けるものとする。

(完了)

第11条 乙は業務完了と同時に完了届、納品書とともに成果品を納入し、甲の完了検査を受けなければならない。なお、修正を要する場合には速やかにこれを行い、再度検査を受けるものとする。

(瑕疵の修正等)

第12条 乙は本業務が完了したとき、又は本業務完了後といえども乙の責に帰すべき事由による成果品の瑕疵等が発見された場合には、速やかに甲の必要と認める修正等を乙の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第13条 本業務における成果品は全て甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに複製や他に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第14条 本仕様書に定めない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(履行期限)

第15条 本業務の履行期限は、契約締結の日から平成27年10月31日までとする。

## 第2章 業 務 概 要

(業務概要)

第16条 本業務実施に当たっては、以下の項目について作業を行うものとする。

(1) 人口動態調査分析

- ア 自然動態（出生数、死亡数）と社会動態（転入者数、転出者数）の傾向分析
- イ 人口動態の将来展望予測に必要な調査分析
- ウ 将来推計人口のシミュレーション（市全体及び地区別）

(2) 産業構造等調査分析

- ア 地域経済分析システム等を活用した経済動向や雇用の現状等の調査分析
- イ 将来推計人口を考慮した地域経済への影響予測

(3) 総合戦略等の策定に関する支援

- ア 上記の調査分析結果に基づく本市の地域特性に関する考察
- イ 本市が検討する総合戦略等の基本的方向性や施策の重要業績指標等に関する助言

## 第3章 成 果 品

(成果品)

第17条 本業務における成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 報告書及び参考資料 5部
- (2) 報告書原稿（電子データ(word、pdf等)) 一式